

1-1 近代社会の誕生と民主主義の原理 <標準編>

社会契約説

社会契約説は、支配者と人民との間の契約（支配服従契約）によって国家・政府の成立を説明する政治思想であり、それまでの考え方（王権神授説）を克服して民主主義を基礎づけた理論であった。

ホッブズの社会契約説は、「王の権力は人民の社会契約に基づく」として、清教徒革命後の王政復古を理論的に説明（正当化）したものである。王政を正当化したとはいえ、王権神授説によらず社会契約という概念を用いた点で近代的な政治思想だといえる。

社会契約説の中心的な理論家はロックである。ロックは「人間は生まれながら生命・自由・財産を維持する権利をもっており、国家（政府）は人民がもつこれらの権利を保障するために個々人が互いに契約を結ぶことによって作られたものである。それゆえ政府が人民の権利を侵害するような場合には、人民はそれに抵抗する権利（抵抗権）がある」【①】として、名誉革命を理論的に説明した。ロックの思想はのちにアメリカ独立宣言に採用され、さらに日本国憲法の基本思想にもなっている。

フランス革命を正当化したルソーは、「個々人の中での契約によって一つの共同体（国家）を作り、公共の利益の実現をめざす一般意思によって人民が導かれ、人民がそれを担うことによって自由と平等が実現する社会が可能となる」とした。

民主政治の基本原則

市民革命によって成立した近代市民社会の政治が民主政治である。その基本原理としては、第一に**基本的** **人権の保障**が挙げられる。社会契約説の考え方に立てば、政治の最も重要な課題は、人間が人間として生まれながらにしてもっている基本的権利（はじめは「**自然権**」と呼ばれた）を守り実現することだからである。

前近代社会では、支配者は自分の勝手な判断で権力を行使していた（このような権力行使を「**人の支配**」という）。しかし基本的人権を守るためには「人の支配」は危険である。人間は権力をもつとそれを乱用するものだからである【②】。そこで近代社会においては、基本的人権を保障するために、支配者が行使できる権力と行使の手続きを法として明確に定め、その法に従って権力が行使されるようにしている（このような権力行使を「**法の支配**」という【③】）。「法の支配」は基本的人権の保障にとって不可欠な

①このような考え方は、中国の古代思想家である孟子にも見られる。孟子は、人民の信頼を失った支配者は天によって廃されるとした（「易姓革命」）。

英語の revolution を「革命」と訳す理由もそこにある。

コメント [n1]: 2007 年度教科書『現代社会』（東書・現社 001）、p 110

②このことから推測できるように、近代民主政治においては「権力者は人民の敵である」という価値観が根底にある。

手段である。

第二は**人民主権の原理**である。「政治の最も重要な課題が基本的人権を守り実現することだ」ということは、すなわち「政府や王よりも人民のほうが高い地位にある」ことを意味している。このことを政治学的・法学的には「人民が唯一最高の権力である主権をもつ」と表現する【④】。

人民は、まず「憲法を制定する」という形で主権を行使する（この場合の主権を「憲法制定権力」と呼ぶ）。憲法は、人民の基本的人権を列挙し、それを守る責任を担う政府をどのように組織するかを定めた、国家において最も重要な法だからである。そして次に人民は「憲法の規定に従って人民が政府を作る」という形で主権を行使する。具体的には政権を担う公務員を選挙することである。

第三の原理は、**権力分立の原理**である。これは「基本的人権の保障」と「人民主権」とを橋渡しするものとして大事な役割をもっている。既に述べたように、主権をもつ人民にとって最も大切なことは自分たちの基本的人権を守ることであり、そのためには悪政が生じないように「法の支配」を徹底し、権力者が暴走しないようにする必要がある。

そのための工夫として、近代民主政治においては、権力の担い手を立法・司法・行政などの役割や、中央と地方といった領域に従って分け、それぞれが暴走しないように互いに監視しあい、抑制し均衡するようなくみが作られた。権力分立の原理が重要であることを説いたのは主著『**法の精神**』を著したフランスの**モンテスキュー**であった。

世界人権宣言

このような民主主義の考え方は、現在まで脈々と受け継がれてきた。例えば世界人権宣言の第1条に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と表現されているのも、その背景には社会契約説に始まる民主主義の考え方がある。それゆえ現代社会を正しく学ぶためには、まず民主主義の考え方をしっかり身につける必要がある。

③「法の支配」に対して「**法治主義**」という概念もある。「法治主義」は、議会で制定された法律によって政治を行うべきとする考え方である。

基本的人権を侵害する内容の法律が議会で成立した場合、議会制定法という点では「法治主義」には反しないが、基本的人権を侵害する法という点では「法の支配」に反することになる。

④「主権」という用語には様々の意味がある。ここで使われている「最高の権力」以外に、たとえば「外国からの独立性」という意味で使われることもある（例「主権国家として国際社会から承認された」など）。

◆権威と権力

他人をその意志に反して行動させる力を**権力**という。暴力も権力の一種である（ただし現代においては警察がもつ武力だけが「正しい暴力」とされている）。**権威**とは、権力の正当性の根拠（人民が権力に従う理由）となる存在のことである。例えば王権神授説の考え方においては、王の権力は神の権威によって正当化されていた。社会契約説の考え方に立つ近代社会においては、主権者である人民の権威が政府の権力を正当化していることになる。